

容量市場「容量確保契約約款（案）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	6	第8条、各月の容量確保契約金額の支払・請求の期日について、短縮できないか。	頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせて頂きます。
2	9	第12条第1項②に關し、「既設の火力電源」以外の電源における「長期脱炭素電源オーケションにて落札され、長期脱炭素電源オーケションの制度適用となった容量」は、第13条第1項に定める市場退出時の経済的ペナルティの適用対象外となるのでしょうか。	当該記述は、既設の火力電源のみに適用されるものとなります。 2023年度長期脱炭素電源オーケションにおける、既設の火力が脱炭素化のための改修を行う場合のメインオーケションの参加の扱いについては、長期脱炭素電源オーケション募集要綱（案）をご参照ください。 (参考資料) 容量市場 長期脱炭素電源オーケション募集要綱（案）（応札年度：2023年度） https://www.occto.or.jp/iken/2023/files/230705_youryou_long_bosyuyouku.pdf
3	36	「④第17条③(1)に示す発動指令の5時間前～2時間前の時間帯が、一般送配電事業者による供給力の提供依頼の時間帯に重なっていた場合は、High4of5（当日調整なし）でベースラインを算定する。」とあるが、特定卸供給事業者が類型1-①ないし1-②を実施していた時間帯が重複した場合においてもHigh4of5（当日調整なし）を適用いただき度い。また前日断面で同様に実施した場合、当該実施日を除外しての計算としていただきたい。市場価格の価格高騰により経済DRが実施可能な需要家が存在するものの、現行の整理では発動指令当日の発動以外で類型1-②を実施した場合、ベースラインが不利になり達成度が下がる可能性がある。価格シグナルでの経済DR実施が難しくなると、需要家の柔軟なDR対応が難しくなり、実質的に発動指令電源発動時ないしは発動日以外はDRを実施しない方が、経済合理性に見合う運用となってしまい、市場への供給力低下になると考えるため。	頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせて頂きます。
4	36	ベースラインの算定方法における「その際、当該母数が 5 日間となるよう、DR 実施日から過去 30 日以内（平日）で更に日を遡るものとする※。」の過去30日以内(平日)は平日のみを数えて過去30日を遡るのか、もしくは平日、土曜日、日曜日、祝日を含めた過去30日のうち平日のみを対象とするのでしょうか。	ご指摘を踏まえて記載を修正いたします。 過去30日以内（平日）の表記を、 過去30日以内（平日及び土曜日・日曜日・祝日）に修正いたします。